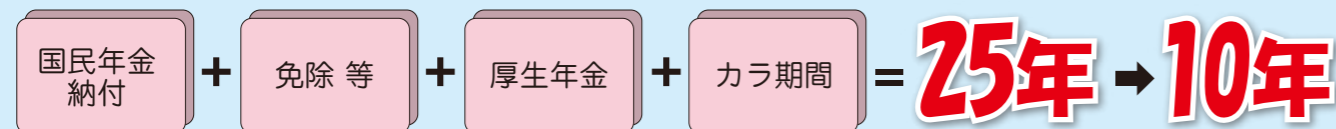


## 年金機能強化法が成立！ 年金の受給資格期間の短縮 (25年から10年へ)

平成24年8月に「年金機能強化法」が成立しました。

納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点から、年金の受給資格期間がこれまでの25年(300月)から10年(120月)に短縮されます。

【消費税の引き上げ時期(第2段階)にあわせ、平成27年10月施行予定】



これまで、受給資格を満たせなかった方が年金を受給できる場合や、後納制度を利用することで受給できるようになる場合があります。年金受給をあきらめていた方も、ぜひご相談下さい。

年金の加入記録を確認しましょう!!



## 第3号被保険者の届出もれはありませんか？

昭和61年4月以降の届出もれ期間をさかのぼって第3号被保険者期間として認める特例届出の制度があります。届出もれについてのご相談・手続きは、コザ年金事務所へ。

### ○第3号被保険者とは・・・

夫(妻)の会社の健康保険で扶養認定された配偶者のことです。第3号被保険者の年金保険料は夫(妻)が納めるわけではありませんが、夫(妻)の加入している年金制度が負担するため、国民年金を納付した人と同じように年金が受けられます。



ご確認ください!

### 第3号被保険者の届出もれが発生しやすいケース

配偶者に扶養されていたが、パート等で厚生年金に加入。退職し、再び配偶者に扶養されるようになった。この場合、パート等を退職後、第3号被保険者の届出が必要となります。あなたは届出をしましたか？

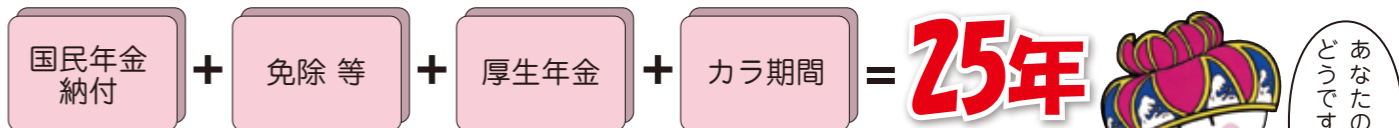
## こんなときには、必ず届出を!

こんなとき	どうする?	届出先
会社を退職したとき	国民年金の加入手続きをする	市役所 年金窓口
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市役所 年金窓口
配偶者の会社が変わったとき	引き続き、第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳を紛失したとき	再交付の手続きをする	コザ年金事務所
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る(電話可)	コザ年金事務所

問合せ: 市民課年金係 ☎893-4411 (内線114・117)

## あなたは 大丈夫? 年金受給には25年の資格期間が必要です!

老齢基礎年金を受給するためには、国民年金納付、免除等(納付猶予・学生納付特例含む)、厚生年金、カラ期間など合わせて原則25年(300月)の資格期間が必要です。



### カラ期間とは?

- ・日本人で海外に住んでいた期間
- ・昭和61年3月以前に夫(妻)が厚生年金に加入していた期間
- ・平成3年3月以前に学生(夜間制、通信制を除く)であった期間 など

あなたの記録はどうですか?

※受給資格期間が25年未満であれば、受給できません。(ただし、厚生年金特例あり)

※老齢基礎年金を満額で受給するためには、40年間(480月)の納付が必要です。

- 60歳までに年金の受給資格期間(25年=300月)が足りない場合は、65歳まで年金に加入して保険料を納めることができます。(昭和40年4月1日以前生まれの人は、70歳まで加入可)
- 60歳までに受給資格期間を満たしていても、未納期間や免除期間がある場合は65歳まで納めて年金額を増やすことができます。(条件などにより65歳まで納めることができない場合があります。)

## 平成24年10月から始まりました!! 後納制度 (国民年金保険料の納付期限の延長)

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでしたが、平成24年10月から3年間に限り、過去10年以内の保険料を納めることができる後納制度が始まりました。

ただし、老齢基礎年金を受給している方、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を有している方は対象となりません。

- ★将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。
- ★3年度以上さかのぼって保険料を納付する際には、加算金がつきます。
- ★ご自身の年金記録については、ねんきんネット (<http://www.nenkin.go.jp>) でご確認ください。

※後納制度による納付をするためには事前にお申し込みいただき、審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度をご利用いただけない場合があります。

平成27年9月までの3年間に限られます

詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050  
(050または070から始まる電話でおかけになる場合は、☎03-6731-2015)  
または、コザ年金事務所 ☎933-3437

